

アルピコグループ従業員の皆さまへ

親御さまに介護が必要になったときの「仕事と介護」の両立のために・・・

親介護費用
補償特約セット
団体総合保険

親子のちから

のご案内

団体割引

10%OFF

その日は突然やってきます。
もしも、大切な親御さまが要介護状態になってしまったら、
仕事と介護の両立はとても大変です・・・



そんな不安を軽減する
ために、今から準備して
おきたい保険

「親子のちから」があなたと
親御さまをサポートします！

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、
新・団体医療保険の補償内容の改定を行って
います。

更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので
必ず本パンフレットをご確認ください。

申込締切日

2026年
1月20日

保険期間

2026年
2月1日から 1年間



大切な親御さまが介護状態になってからでは大変です。

介護をしながら
働いてる人

介護・看護のために
離職をした人
(過去1年間)

約300万人

10万人

平成29年度就業構造基本調査／総務省統計局（平成30年7月13日）

そんな不安を軽くするために、今から準備しておきたい保険

**「介護サービスと一体型の親介護費用補償保険」が
あなた と 親御さま をサポートします。**

ご加入イメージ

対象者（介護が必要になる人）の設定によって、右の図の①のように親御さまの介護に備えてご加入する以外に②のようにご自身の介護に備えて（子供を被保険者として）ご加入することもできます。

	加入者	被保険者 (対象者の子)	対象者 (介護が必要となる人)
①	本人	本人	本人の父または本人の母
②	本人	子供	本人または配偶者

団体介護保険「親子のちから」の安心

「安心」その1 「公的介護保険」ではカバーしきれない
「介護サービス利用にかかる費用」を補償！

損保ジャパンの提携事業者をご利用の場合は一部キャッシュレス対応も可能

「安心」その2 全国430か所以上※1の提携介護施設の中から、
ニーズに合った有料老人ホーム等をご紹介します！

「安心」その3 家族の負担が重い認知症に関わる
「要介護1」※2 から補償の対象！

この安心が
**団体割引10%の
お得な保険料で!!**

例えば・・・親の年齢が64歳、
300万円コースの場合

月払保険料

1,250円※3

※1 2025年11月現在

※2 要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の

判定で、医師からⅡa以上の診断を受けている状態にかぎります。 ※3 保険料は保険開始日（中途加入日）時点における対象者（親）の満年齢によります。更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢によります。

団体保険「親子のちから」のご案内

親介護に関する チェック シート!!



この機会に、下の
チェックリスト☑を参考に、
ご家族の方と「将来の姿」について
話し合いをしてみませんか？

“もしも”のときにあわてないための5つのポイント

“もしも”の前兆を見逃さないために

- ☐ 日常生活パターン（起きる時間、寝る時間など普段の生活パターン）
- ☐ 医療、介護関係（かかりつけ医、病歴、服薬、保険証や診察券の保管場所）

親が元気なうちに家族で話し合っておきたいこと

- ☐ 親はどこでどのように過ごしたい？
- ☐ 医療費用や介護費用はどうする？（親の収入や資産）
- ☐ 誰がどのように介護する？（お金は？介護負担は？判断は？）

親の介護の前兆 11 のチェックポイント

老化のサインを見逃さない

- | | | |
|------------------------------------|--|----------------------------------|
| ☐ やせてきた | ☐ 掃除がおろそか | ☐ 買いためが多い |
| ☐ 衣服を着替えない | ☐ 薬が増えた | ☐ 性格が変わった |
| ☐ 動作がおそい | ☐ 同じことを何度も言う、聞く | ☐ 出不精になった |
| ☐ 入浴を面倒くさがる | ☐ よくつまづく | |

これは確認しておきたい！介護支援制度

- ☐ 会社独自の介護支援制度の有無は？
- ☐ 制度利用に関する条件は？
（利用対象者は？取得事由や期間は？いつまでに申し出ればいい？）

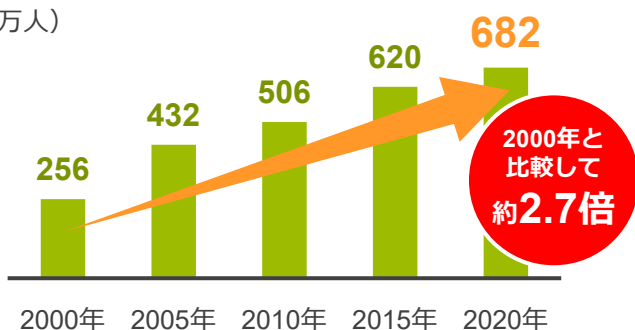
介護を取り巻く社会環境

ご存知ですか？いまや誰もが働きながら介護を担う可能性があります。

- 要支援・要介護認定者は年々増加し、2020年時点で約680万人に達しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、さらに増加すると想定されます。
- 親の介護や看護を理由とする離職者は年間約10万人発生しています。

■ 要介護・要支援認定者数の推移

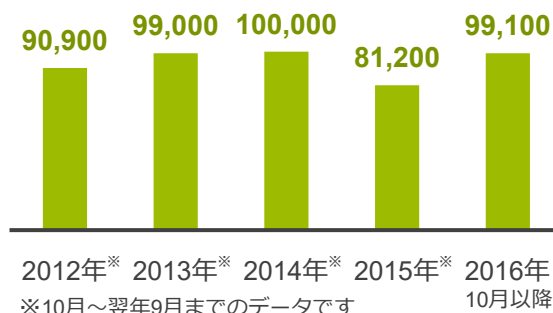
(万人)



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和2年）」

■ 介護・看護が原因の離職者・転職者数

(人)



出典：総務省「就業構造基本調査（平成29年）」



保険 (親子のちから)

- 「公的介護保険」ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用や、給付対象外の介護にかかる所定の費用を補償
- 提携業者をご利用いただいた場合、キャッシュレス対応が可能

要介護状態・要支援状態については11ページを参照してください。

認知症ケア



SOMPO笑顔倶楽部

- 「認知症になってもその人らしく生きられる」ための介護関連サービスを提供

認知機能低下予防



SOMPO笑顔倶楽部

「親子のちから」では、
親を介護しながら働く子の仕事と介護の両立を支援します！

公的介護保険があるから安心！大丈夫！と思いませんか？
公的介護保険には利用限度額があり、サービス範囲も限られています！

介護にかかる費用

■ 介護者が仕事と介護を両立できる理想のケアプランの設定例

Aさんの場合



- 70歳、同居
- 骨折、認知症
- 要介護2
- 自己負担額1割

時間割	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	ショートステイ	ショートステイ
午前	家事代行サービス	デイサービス	家事代行サービス	デイサービス	家事代行サービス		
昼	配食サービス		配食サービス		配食サービス		
午後							
夕方	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
夜							

＋ その他 ショートステイ2回/月、介護ベッドレンタル、車イス・松葉杖レンタル

■ 公的介護保険の対象外の費用は全額自己負担

● 公的介護保険利用限度額 自己負担分（1割）	19,705円 ^{※1}
● 公的介護保険 利用限度額超過分（全額自己負担）	72,000円 ^{※2}
● 公的介護保険 対象外サービス分（全額自己負担）	64,000円 ^{※2}

1か月の自己負担額
155,705円

※1 利用限度額197,050円（月額）⇒ 自己負担額19,705円（1割）

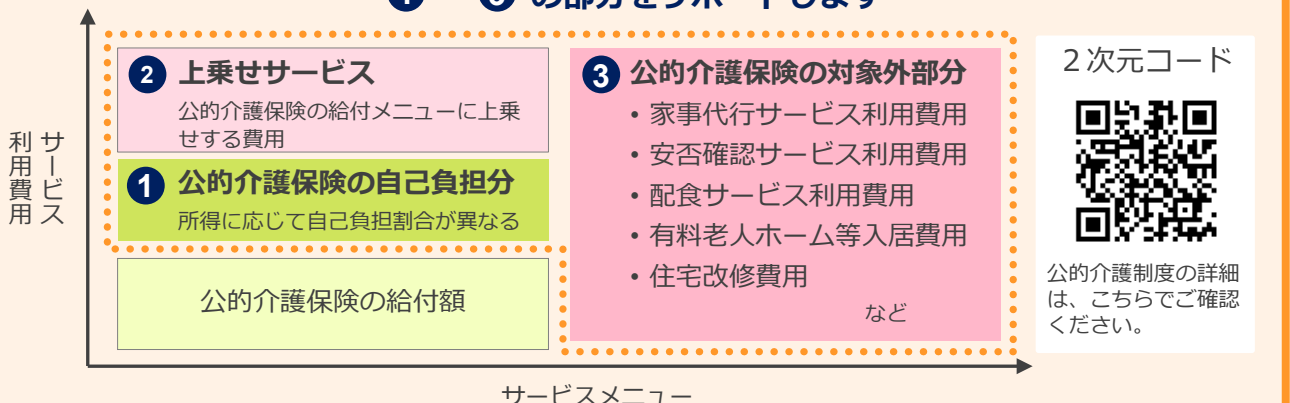
※2 お住まいの地域やご利用の事業所によって金額は異なります。費用はあくまでも参考価格であり、実際にかかる費用とは異なります。

	平均寿命	健康寿命	平均介護期間
男性	81.47歳	72.68歳	8.79年
女性	87.57歳	75.38歳	12.19年

出典：厚生労働省「令和3年簡易生命表の概況」、「第18回健康日本21（第二次）推進専門委員会 資料」（令和4年6月）

親子のちからは、公的介護保険制度ではカバーしきれない
公的介護利用限度額超過分・対象外サービス分を補償します。

①～③の部分をサポートします

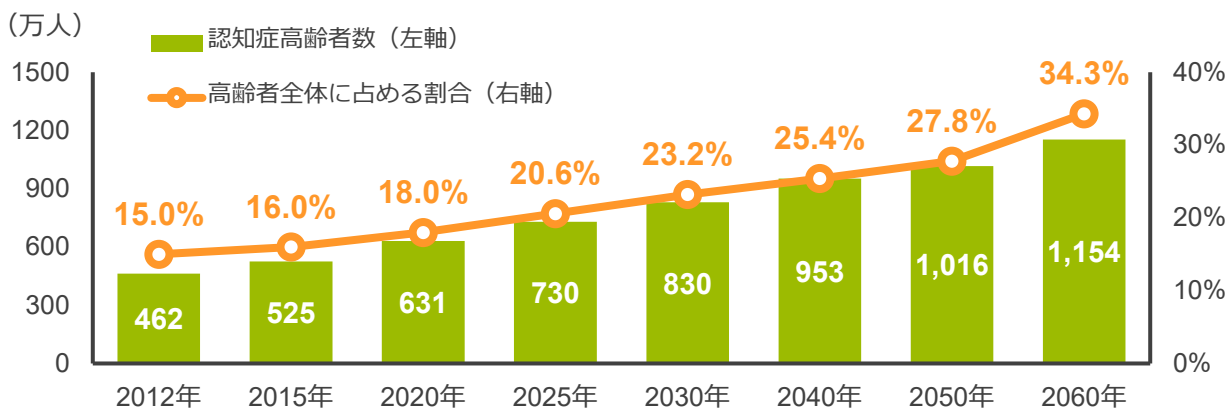


要介護1※ から補償！

※ 要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活 自立度判定基準」の判定で、医師からⅡa以上の診断を受けている状態にかぎります。

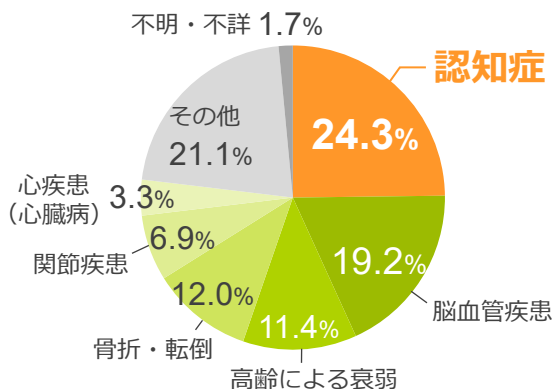
- 認知症高齢者数、高齢者に占める割合は年々上昇
- 2025年には65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症患者
- 要支援・要介護認定者のうち約6割が認知症

■ 認知症高齢者の数と高齢者全体に占める割合



出典：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要」（平成27年）を基に作成

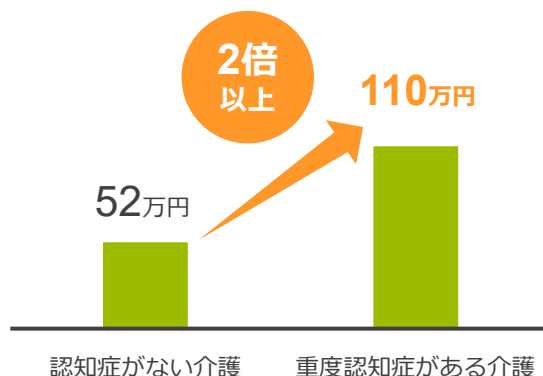
■ 介護が必要となった主な原因



介護が必要となる原因は認知症が最多

出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

■ 在宅介護にかかる年間費用



重度認知症がある介護は、認知症がない介護と比較し、2倍以上の費用が発生

出典：公益社団法人家計経済研究所「在宅介護にかかる総費用・時間の実態」
厚生労働省「平成24～25年度認知症者の生活実態調査結果」

認知症になると
こんな症状が
です。



記憶障害



見当識障害



実行機能障害



行方不明

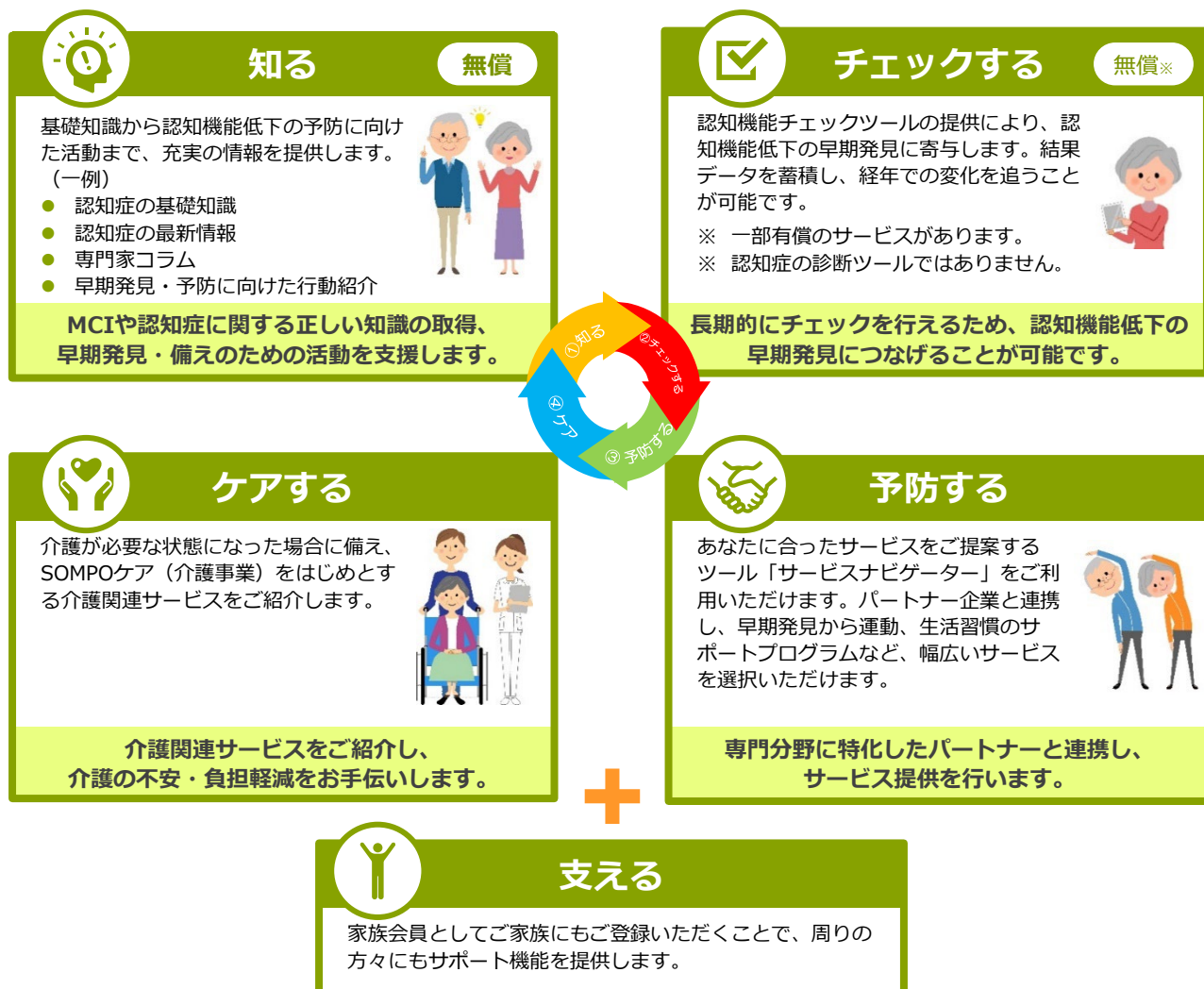
その他 失語・失認・失行、理解力・判断力の低下、妄想、不安・抑うつ、暴力・暴言、幻覚・錯覚、など

認知機能低下の予防から介護までを幅広くサポート！



認知機能チェックや認知機能低下の予防サービスを中心に、介護関連サービスの情報も網羅したプラットフォーム（WEBサービス）です。

SOMPO笑顔倶楽部のサポート機能



SOMPO 笑顔倶楽部 会員向け一部サービスのご紹介

施設介護 には		全国で約300の介護付きホーム、約130のサービス付き高齢者向け住宅等を運営する「SOMPOケア」では、ご希望のエリアやお身体の状況等をお伺いし、介護付きホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームなど、お勧めのホームをご案内します。 ※在宅サービスもご用意しています。
在宅介護 には		SOMPOケアフーズが提案する在宅介護向けお食事宅配サービスです。食事される方の「噛む」「飲み込む」力に合わせて3つの食形態をご用意しており、一食340円～ご利用いただけます。



国の介護保険はあるけど、施設に入居することになったら**いくらくらい**かかる？
どのくらいのお金を準備したらいいの？



SOMPOケア社が運営する介護付ホーム「そんぽの家」の利用料シミュレーションが可能です！

介護施設の利用料シミュレーション

介護施設をご利用された場合、どれくらい費用がかかるのでしょうか。
事前準備として、SOMPOケア社が運営する介護付ホーム「そんぽの家」の利用料シミュレーションが可能です。

※全国平均は、全国のそんぽの家の施設利用料の平均をベースにしておりますので、参考値としてお考えください。

施設所在地（都道府県）の選択 **東京都**

施設利用期間 **全国平均利用期間（約2年9ヶ月）**

試算

ご利用になりたい施設が所在する
都道府県と、利用したい期間を
選択してクリック！

試算する

参考自己負担額：**約 825 万円**

内訳

介護保険自己負担額（1割負担の場合）**約 89 万円**

※介護保険自己負担 1割の場合

施設利用料（賃料・食費・その他）**約 736 万円**

※医療費や余暇活動費等は別途かかる場合がございます

施設を利用した場合の
自己負担額が確認できる！

在宅介護をした場合の自己負担額も併せて表示されます。

■ご参考

在宅介護の自己負担額合計	約 322 万円
[内訳]	
一時的にかかる費用（住宅改善・福祉用具レンタル等）	約 69 万円
毎月自己負担額合計	約 253 万円

※毎月月額負担額は月4.6万円
※在宅の介護期間の平均は約4年7ヵ月
公益社団法人 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」

▲介護施設の利用料シミュレーション



自分や家族の**認知機能**は大丈夫か心配・・・



認知機能チェック

で定期的なチェックを！



第7問

下の2つの絵はそれぞれ、異なる3つの絵が重なってできています。
それぞれの絵の中に「含まれていない」ものの名前をクリックして選択してください。

1. かぼちゃ
ゴルフクラブ
コマ
体重計

2. ヨット
たるま
音符
花

次へ

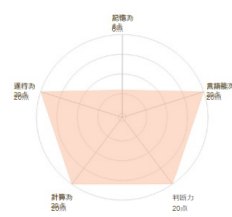
▲短期記憶の問題：物を覚える ▲判断力の問題：重なる絵を答える

楽しみながら10の問題に答えていくとご自身の認知機能スコアが確認できます。
定期的にチェックすることは**認知機能の早期発見と、早期の予防活動**に繋がります。

認知機能チェック結果

86 点

- あなたのチェック結果
- 概ね認知機能に問題はありません。
 - 【記憶力】に低下が見られます。時間を置いてチェックしても同じ結果の場合、これらの認知機能の低下が慢性化している可能性があります。
 - 低下している認知機能を鍛えることで、より高い状態を目指しましょう。



※各認知機能の満点は20点満点です

笑顔倶楽部に戻る

本チェックは実施した際の体調などが結果に影響します。結果が悪かった場合でも、休息を取るなどして再度チェックを行うことで結果が変わる場合があります。一度だけでなく、何度も時間を置きながら複数回チェックしてみることをお勧めします。

2次元コードにアクセスして、**今すぐ無料体験**してみませんか？



認知機能チェック



親子のちからでは、2種類の保険金をお支払いします。

親介護費用保険金

親御さま（対象者）が所定の要介護状態となった場合に、介護のために対象期間中に利用した、被保険者が負担した次の①から⑥の費用を合算し、保険金額を限度に被保険者（対象者の子）にお支払いします。ただし、⑤および⑥については、それぞれの費用について別途定める保険金額を限度とします。



諸費用保険金

親介護費用保険金がお支払われる場合にその保険金の**10%**を別にお支払いします。

①介護サービス利用費用

対象者（親）が公的介護保険の利用限度額を超えて介護サービスを利用した場合や、公的介護保険の自己負担部分を補償します。

②家事代行サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が利用した家事代行費用を補償します。

③安否確認サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が、対象者（親）の安否を確認するためのサービス（※）費用を補償します。

（※）カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うサービスをいいます。

④配食サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が、対象者（親）のために利用した費用（※）を補償します。

（※）期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

⑤住宅改修費用

対象者（親）の介護を目的として、対象者（親）居住の住宅を改修した費用を補償します。

（注1）公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。

（注2）住宅改修費用は**親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額**をお支払限度とします。

⑥有料老人ホーム等入居費用

対象者（親）が有料老人ホーム等（※1）に入居するための費用（※2）を補償します。

（※1）次のa～cまでのいずれかに該当する施設をいいます。

a.老人福祉法（昭和38年法律133号）に定める有料老人ホーム

b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム

c.高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き

高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。

（※2）有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。

ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

（注）有料老人ホーム等入居費用は**親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円**いずれか低い金額をお支払限度とします。



（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

保険金お支払い例

■ご契約例

- ・ 親介護費用保険金額500万円
- ・ 諸費用保険金割合10%（50万円限度）

たとえば・・・

骨折入院をきっかけに認知症状がみられたため、公的介護保険を申請し、要介護1・認知症生活自立度Ⅱaと診断された場合（自己負担1割）。



退院後1か月でかかる費用は・・・

● 介護サービス（公的介護対象）部分として

訪問介護サービス（身体介護）	236,300円/月 ①
ショートステイ（従来型個室・福祉施設利用）	12,500円/月 ②
介護ベッドレンタル（テーブル、手すり、マットレスを含みます。）	13,000円/月 ③
車いすレンタル	4,000円/月 ④
松葉杖レンタル	200円/月 ⑤

☆①+②+③+④+⑤=266,000円が公的介護保険対象のサービス利用合計額。

そのうち、167,650円が要介護度別支給限度額（要介護1の場合）として支給される。

- ➡ $167,650 \times 10\% = 16,765$ 円が公的介護要介護度別支給限度額（要介護1）の自己負担分
- ➡ $266,000 - 167,650 = 98,350$ 円が支払限度額超過分（上乗せサービス分（全額自己負担））

● 家事代行サービス部分（居住住宅の対象者（親）専用部分以外を含む清掃）として

1時間×2回×4週間=31,680円

親介護費用保険金として

公的介護保険の自己負担分

16,765円

公的介護保険の限度額超過分

98,350円

（上乗せサービス分）

公的介護保険の対象外サービス

31,680円

（家事代行サービス）

退院後1か月でかかる費用の **146,795円**



さらに

諸費用保険金として

14,680円

（親介護費用保険金×10%）



「親子のちから」でお支払いする保険金

161,475円

保険加入

要介護状態該当

保険加入後（要介護状態になる前）

保険加入



物忘れが多くなった・・・
道に迷うことが増えた・・・
家事がおっくうに・・・



保険加入後は・・・

SOMPO笑顔倶楽部※2が日常生活をご支援します！

要介護状態に該当してから最大10年間補償

要介護状態に！※1



要介護状態該当後は・・・

被保険者（対象者の子）が負担した所定の費用※3が、保険金としてお支払いの対象になります！

※1 要介護1かつ認知症生活自立度がⅡa以上、あるいは、要介護2以上を「要介護状態」といいます。詳細はP11をご参照ください。

※2 サービス利用費用はお客さま負担です。

※3 支払い対象費用の詳細はP9をご参照ください。

親子のちからの所定の介護状態



「親子のちから」の要介護状態

補償対象とする公的介護の要介護度および認知症生活自立度

要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱ a 以上または要介護2から5を補償します。

A. 要介護度

公的介護の要介護度は下表のとおり区分されます。
本人または家族が市町村の介護保険窓口へ申請してから、訪問調査、主治医意見書、介護認定審査会を経て判定されます。

軽	要介護度	身体の状態（例）	
	自立	要介護状態ではなく、社会的支援も不要な状態	
	要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	補償対象外
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	
	1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	条件付で補償対象 (認知症生活自立度Ⅱ a~)
	2	軽度の介護を必要とする状態	
	要介護 3	中等度の介護を必要とする状態	補償対象
	4	重度の介護を必要とする状態	
重	5	最重度の介護を必要とする状態	

B. 認知症生活自立度

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

軽	ランク	判定基準	
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している	
	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる	
	II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる	
	II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる	
	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ介護を必要とする	
	III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる	
	III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる	
	IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ常に介護を必要とする	
重	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する	

かつ

要介護1であっても補償対象とする条件

要介護状態の認定の目安とは？

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
- 食事や排せつに時々、介助が必要 - 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い	- 食事や排せつに何らかの介助が必要 - 立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要	- 食事や排せつに一部介助が必要 - 入浴などに全面的に介助が必要 - 片足での立位保持ができない	- 食事に一部介助が必要 - 排せつ、入浴などに全面的に介助が必要 - 片足での立位保持がほとんどできない	- 日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介護が必要 - 意思の伝達がほとんどできない

親子のちからの対象期間と支払限度額

「保険期間中に保険金をお支払いする要介護状態に対象者（親）が該当した場合に、その日から保険金をお支払いする期間（対象期間（※））」は**最長10年**となります。

- ・ **保険金額は、対象期間10年の通算限度額**です。
- ・ 月ごとや年ごとの限度額ではないため、**介護に関わる費用の変動にも対応**します。

（※）対象期間

対象者（親）が保険金を支払うべき要介護状態に該当した場合において、その要介護状態に該当した日から保険金を支払う対象期間を経過する日までの期間をいいます。

要介護認定日起算ではなく
申請日起算です。

対象期間（10年間）



対象者（親）



最長30日

※要介護状態に該当した日（＝公的介護保険の被保険者証に記載された有効期間開始日）が起点となります。

対象期間中の費用負担が保険金の支払対象です。



被保険者（子）

費用負担
保険金支払
対象外

費用負担
保険金支払
対象外

**限度額の
残高**

保険金

施設利用費・
配食サービス利用料
...

**実損払のため、
保険金額はお支払いする都度減少します。**

対象期間は、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって終了します。

- ① 対象者（親）が要介護状態に該当しなくなった場合
- ② 対象者（親）が死亡した場合
- ③ 被保険者（子）が死亡した場合

無効と失効

- ・ 対象者が保険期間の開始日までに要介護状態となってしまった場合は無効（その保険契約のすべての効力が、保険期間開始日の前日から生じなかったものとして取扱うこと）となります。
- ・ 要介護状態に該当した場合、要介護状態に該当した日の翌日に失効します。以降の保険料はいただきません。

（注）要介護状態に該当した日の翌日に保険契約は失効します。

健康状態に関する告知について

- 加入にあたっては、対象者（被保険者の親）の「健康状態に関する告知書」をご提出いただく必要があります。
 - 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
 - 告知書は**被保険者（対象者の子）ご自身が告知者として、対象者（被保険者の親）**
- 公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等**についてありのままをご記入ください。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- （注1）口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- （注2）告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。
- （注3）「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

お子さまが
親御さまの状態を
告知ください。



親介護費用保険金の直接支払いサービスなど

お客さまに介護サービス費用を立て替えていただく必要はありません。



被保険者（子）が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

保険金直接支払におけるご注意事項

- 提携事業者の選定基準（業績・財務・コンプライアンス）は損保ジャパンの定めるところにより決定します。
- 提携事業者名は右記「事業者名」に記載しています。
- 被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。
- 提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金ごサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただきます。
- 提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。
 - ・提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合
 - ・提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合
 - ・提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合 など

費用	事業者名
安否確認サービス利用費用	総合警備保障株式会社（ALSOK）
住宅改修費用	株式会社 フレッシュハウス 株式会社 LIXIL トータルサービス
有料老人ホーム等入居費用	SOMPO ケア株式会社

（ご注意）提携事業者は、**2025年11月**現在の内容です。お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいている皆さまにお電話にて
24時間・365日気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。
介護はもとより**育児や法律、税金**など幅広くご相談いただけます。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

離れていても安心！

お元気コール

「お元気コール」は経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者（親御さま）に定期的に連絡し、お話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者（被保険者等、本サービスに登録された方）にメールで状況報告をするサービスです。

離れて暮らす対象者（親御さま）がいらっしゃる場合は、是非ご利用ください。

- 担当オペレーターが定期的にお電話しますので、親近感、安心感をもっていただけます。
- 単にお元気かどうかの確認をするのではなく、状況に応じたきめ細やかなヒアリングを行った上で適切な対応を行います。
- 確認できたご様子を定型メールで、サービス利用者さま等にお知らせします。



損害保険ジャパン株式会社でございます。
弊社サービスのご利用、誠にありがとうございます。
下記のとおり、コールセンターから、お元気コールを行いましたので、確認できましたご様子についてお知らせいたします。
【ご様子・対応内容】
「先日より腰が痛くて動くのがきつい状況です。病院は行っていますが痛みがひきませんとのこと・・・」

保険料表

●保険期間：1年 ●対象期間：10年 ●団体割引：10% ●払込方法：月払

年齢区分 (対象者(親) の満年齢) (※2)	保険金額(※1)		
	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	300万円	500万円	700万円
40-44歳	440 円	460 円	480 円
45-49歳	480 円	540 円	570 円
50-54歳	580 円	690 円	780 円
55-59歳	790 円	1,040 円	1,230 円
60-64歳	1,250 円	1,790 円	2,210 円
65-69歳	2,250 円	3,430 円	4,360 円
70-74歳	4,350 円	6,870 円	8,850 円
75-79歳	8,510 円	13,690 円	17,740 円
80-84歳	15,910 円	25,820 円	33,580 円
85-89歳	26,770 円	43,620 円	56,800 円

(※1) 対象期間(10年)通算でのお支払限度額となります。

(※2) 保険料は、**保険始期日(中途加入の場合は中途加入日)時点の満年齢**によります

(注1) **住宅改修費用**としてお支払いする保険金は**100万円を限度**とします。

(注2) 有料老人ホーム等**入居費用**としてお支払いする保険金は**300万円を限度**とします。

(注3) 親介護費用保険金とは**別枠**で、**親介護費用保険金の10%**の額を**諸費用保険金**としてお支払いします。

(注4) 本保険は**介護医療保険料控除の対象**となります。(2025年11月現在)

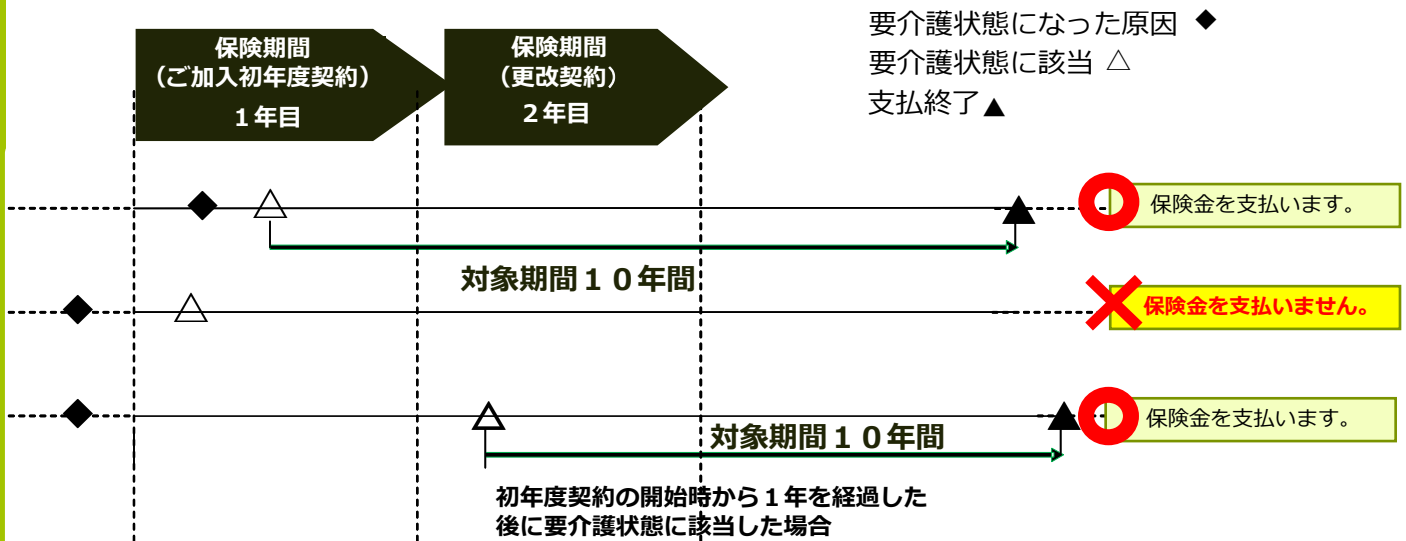
ご注意

本保険は、介護を受ける親御さま(対象者)の年齢により保険料が変わります。また、**満40歳から満79歳までの方が新規加入**いただけます。**継続は、満89歳まで可能**です。

(注1) 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は中途加入日)時点の満年齢によります。

(注2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

保険期間と支払責任について



SOMPO笑顔倶楽部について

<SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ>

- 【認知症知識・最新情報】認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
- 【認知機能チェック】認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
- 【サービスナビゲーター】お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておすすめのサービスをご提示します。
- 【認知機能低下の予防サービスの紹介】予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下予防につながるサービスをご紹介します。（※）
- 【介護に関するサービスの紹介】SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス（介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等）をご紹介します。（※）
- （※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

- （注1）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
- （注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- （注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- （注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
- （注5）写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。
- （注6）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- （注7）本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスに関する注意事項

- ・本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ・ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ・ご利用は日本国内からにかぎります。
- ・本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
- ・1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
- ・応対者の指名はできません。
- ・ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。
- ・相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- ・ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

お元気コールに関する注意事項

- ・「お元気コール」は、株式会社NTTマーケティングアクトProCXが提供します。
- ・「お元気コール」は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。
- ・本サービスは2025年11月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。

*「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

・ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

・加入者ご本人以外の被保険者（対象者の子）、対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者：アルピコホールディングス株式会社
- 保険期間：2026年2月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2026年1月20日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：アルピコグループの在職者および退職者
- 被保険者：アルピコグループの在職者および退職者またはそのご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。
- 対象者：被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方になります。
（新規加入の場合、満40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）までの方が対象となります。）
- お支払方法：【在職者の方】2026年4月分給与から毎月控除となります。（12回払）
【退職者の方】2026年4月から指定口座から毎月引き落としとなります。（12回払）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のアルピコ保険リース株式会社までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年2月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、在職者の方は給与から毎月控除、退職者の方は指定口座から毎月引き落としとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のアルピコ保険リース株式会社までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
親介護費用 保険金		対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。）が要介護状態（※1）に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護※4）を合算し、保険金額を限度に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度とします。また、公的介護のために対象期間（※2）中に利用した（※3）次の①から⑥までの費用（保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。 <table><tr><td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者が介護サービス（※5）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が家事代行サービス（※6）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス（※7）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス（※8）を利用した費用をいいます。</td></tr><tr><td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr><tr><td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者が有料老人ホーム等（※9）の入居に関する費用（※10）をいいます。</td></tr></table> （※1）要介護状態 用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。 （※2）対象期間 用語のご説明「対象期間」をご確認ください。 （※3）利用した 被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 （※4）サービス等の費用 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。 （※5）介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。 （※6）家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。 （※7）安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。 （※8）配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。 （※9）有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める有料老人ホーム ② 老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。 （※10）入居に関する費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス（※5）を利用した費用をいいます。	②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス（※6）を利用した費用をいいます。	③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス（※7）を利用した費用をいいます。	④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス（※8）を利用した費用をいいます。	⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等（※9）の入居に関する費用（※10）をいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑦先天性異常 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	①介護サービス利用費用	対象者が介護サービス（※5）を利用した費用をいいます。													
②家事代行サービス利用費用	対象者または被保険者が家事代行サービス（※6）を利用した費用をいいます。														
③安否確認サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス（※7）を利用した費用をいいます。														
④配食サービス利用費用	対象者または被保険者が対象者のための配食サービス（※8）を利用した費用をいいます。														
⑤住宅改修費用	対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。														
⑥有料老人ホーム等入居費用	対象者が有料老人ホーム等（※9）の入居に関する費用（※10）をいいます。														
諸費用 保険金		親介護費用保険金が支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合（10%）を乗算した額を諸費用保険金の限度とします。 諸費用保険金 = 親介護費用保険金 × 支払割合（10%）													

（注1）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

（注2）補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ① 対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ② 対象者が死亡した場合 ③ 被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ① 要介護状態 A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知）の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態 ② 要介護状態 B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日 ^{（※）} をいいます。 （※）有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{（※1）} および同性パートナー ^{（※2）} を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^{（※）}について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等^{（※）}の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^{（※）}からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^{（※）}からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^{（※）}からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。
ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
 - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
 - 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するとともに、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（要介護状態）に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- （※）継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除等＞
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者（保険金受取人）または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 対象者が保険金支払事由（要介護状態）に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	対象者の要介護状態が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証明する書類 など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内容を証明する書類または当会社と提携する事業者からその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類 など

- （注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- （注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。
- また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | ☐ 保険金額 | ☐ 保険期間 |
| ☐ 対象期間 | ☐ 保険料、保険料払込方法 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 対象者および被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる「情報や、告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 **アルピコ保険リース株式会社**
〒399-0702 長野県塩尻市広丘野村1688番地1 コミュニティマーケットプレイスGAZA3F
TEL 0263-51-5855
FAX 0263-53-8088
＜受付時間＞ 平日：9：00～18：00まで

アルピコ保険リース公式ホームページ
グループ・団体のお客さま専用ページ
の2次元コードこちら→



アルピコ保険リースチャンネル
(youtube) の2次元コード
はこちら→



●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 長野支店 松本法人支社 担当：目黒・能沢
〒390-0814 長野県松本市本庄1-13-5 TEL 0263-33-7121
＜受付時間＞ 平日：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナゲダヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。